

凡例および留意事項

【凡例】

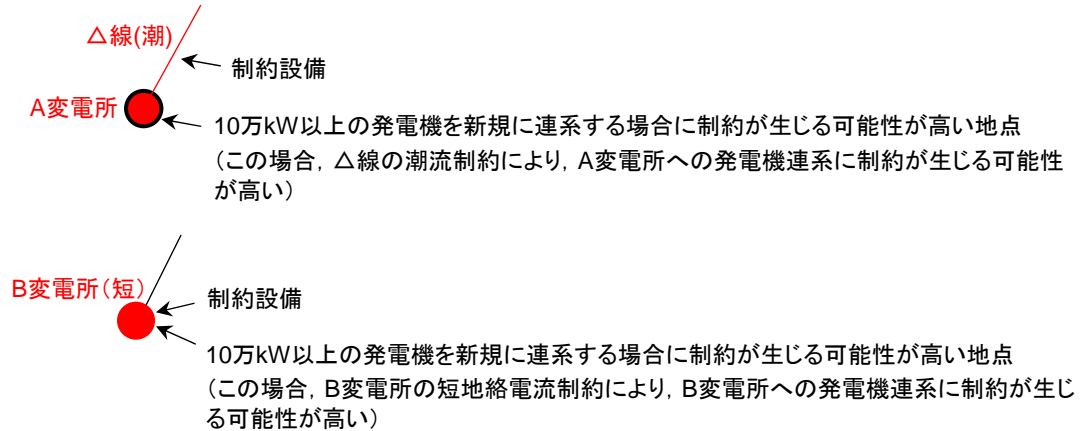
変電所	500kV		
	275kV		
	154kV		
開閉所			
周波数変換装置			
送電線	500kV		
	275kV		
	154kV		
発電所	500kV		
	275kV		
	154kV		

- 破線で示した送電線・変電所は他社設備です。
- 154kV系統に記載する275kV以上の設備は、薄色表示としております。

【系統連系制約の記載方法について】

- ◆10万kW以上の発電機を新規に連系する場合に制約が生じる可能性が高い地点を赤く表示しております。

(記載例)



- ◆図中に記載している系統連系制約の内容は以下のとおりです。

(潮)：潮流制約

- ・発電機の新規連系により、送電線や変圧器が連続して送電できる電力を超過するおそれがあること

(安)：安定度制約

- ・発電機の新規連系により、送電線が故障した際に、発電機の安定運転が維持できなくなる
(回転速度がずれて同期が取れなくなる)おそれがあること

(短)：故障時の短地絡電流による制約

- ・発電機の新規連系により、落雷等で発生する故障電流が、電力設備が許容できる電流値を超過し、電力設備を破損するおそれがあること

【留意事項】

本資料は、概略確認の結果であり、系統連系の前には接続検討による詳細検討が必要となります。